

新たな生産・流通モデルづくり事業実施要領

制 定 令和4年12月7日付け4農産第3196号
一部改正 令和5年12月5日付け5農産第3250号
一部改正 令和7年1月16日付け6農産第3215号
一部改正 令和8年1月7日付け7農産第3509号

農林水産省農産局長通知

第1 事業内容

新たな生産・流通モデルづくり事業の実施については、新たな生産・流通モデルづくり事業補助金交付等要綱（令和4年12月7日付け4農産第3194号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の定めによるほか、本事業の目的、補助事業者、事業の内容、事業の成果目標等は、事業ごとに別紙1から3までのとおりとする。

第2 補助事業者

要綱別表1の農産局長（農林水産省農産局長をいう。以下同じ。）が別に定める団体等は、事業ごとに別紙1から3までのとおりとする。

第3 補助対象経費等

本事業の補助対象経費は、本事業に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額が確認できるものとし、事業ごとに別紙1から3までのとおりとする。

第4 事業実施基準

- 1 補助事業者等が自己資金や国等の助成事業により実施している若しくは実施する予定となっている又は既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 補助対象経費は、本事業に直接要するものとして明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額、事業量等が確認できるもののみとする。
- 3 農林水産省が本事業により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。

第5 事業の成果目標

成果目標の設定に関して必要な事項は、事業ごとに別紙1から3までのとおりとする。

第6 募集方法等

1 募集方法

農林水産省のウェブサイトにおいて農産局長が公募するものとし、その詳細は農産局長が別に定める公募要領によるものとする。

2 審査

補助事業者の選定に当たっては、農林水産省農産局（以下「農産局」という。）において、応募者から提出された申請書類を審査・採点した上で、農産局に設置する「新たな生産・流

通モデルづくり事業に係る選定審査委員会」（以下「選定審査委員会」という。）に取組内容及び成果目標の妥当性について諮るものとする。

なお、審査基準については、事業ごとに別紙1から3までに定めるものとする。

3 選定方法

（1）応募者から提出された申請書類の採点は別紙に定める審査基準に基づき行うものとし、全ての審査項目のポイントを合計し、ポイントの高い者から順に、予算の範囲内で採択するものとする。

なお、同一ポイントの申請書類が複数ある場合は、事業費の小さいものから順に採択するものとする。

（2）農産局長は、選定審査委員会による指摘等がある場合には、応募者に指示し、指摘等を反映した申請書類を提出させることができることとする。

4 審査結果の通知等

農産局長は、選定審査委員会による審査結果について、審査終了後、応募者に対して速やかに通知するものとする。

第7 事業実施手続

1 事業実施計画の作成

補助事業者は、要綱第5第1項の規定に基づき、別紙様式第1号により事業実施計画を作成するものとする。その際、補助事業者は別紙様式第1号別添3の環境負担低減のクロスコンプライアンスチェックシートに記載された各項目について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該シートを添付するものとする。また、事業完了後においては、実施状況を当該シートにチェックし、成果目標の達成状況の報告と併せて提出するとともに、当該シートを保管するものとする。国は、当該シートを提出した者から抽出して、環境負荷低減の取組を実施したかどうかを確認するものとする。

なお、別紙様式に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料等と重複するもの（内容の変更がないものに限る。）は、その添付を省略できるものとする。

2 事業の委託

補助事業者は、他の者に本事業の一部を委託する場合は、次に掲げる事項を事業実施計画に記載し、必要に応じて資料を添付することとする。

（1）委託先が決定している場合は、委託先名（委託先が未定の場合は、その選定方法）

（2）委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

第8 情報の取扱い

補助事業者の職員は、本事業の遂行に際し、知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し、適正な管理をするものとし、本事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

また、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

なお、本条の規定は本事業の完了後（要綱第13第1項第3号に基づく事業の廃止の承認を受けた後も含む。）も有効とする。

第9 特許権等の帰属

本事業を実施することにより発生した特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）は、補助事業者に帰属するが、当該特許権等の帰属に関し、次の条件を遵守するものとする。ただし、国は、補助事業者の許諾を得ることなく、提出された著作物等を成果の普及等のために利用し、又は当該目的で第三者に利用させることができることとする。

なお、補助事業者と当該事業の一部を受託する者との間における事業成果の取扱いについては、当該受託事業の開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

- (1) 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく国に報告すること。
- (2) 国が、公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合には、当該特許権等を無償で利用する権利を、国又は国が指定する者に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、そのことに正当な理由が認められない場合であって、特に必要があるとして国が要請するときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後3年間において、補助事業者は、当該特許権等を国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は第三者にその利用を許諾する場合には、事前に国と協議して承諾を得ること。

附 則

この要領は、令和4年12月7日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和5年12月5日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和7年1月16日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和8年1月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

別紙1 国産小麦の安定供給に向けた生産・流通モデルづくり

第1 事業の目的

国産麦の安定供給体制を強化するため、流通構造の構築に向けた新たな生産・流通モデルづくり等の取組を支援することを目的とする。

第2 補助事業者

本事業の補助事業者は、次の要件を全て満たす者とする。

- 1 都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業協同組合連合会等）、農業者、実需者等の複数の関係者により構成されているコンソーシアムであること。
このうち、都道府県の参加を必須とする。
- 2 その構成員（構成員が個人である場合にはその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- 3 次の要件を満たすコンソーシアム規約が定められていること。
 - (1) 代表者の選定、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法及びその責任者、内部監査の方法等について明確に定められていること。
 - (2) (1)に掲げる各手続等につき複数の者が関与する等の事務手続に係る不正を未然に防止する仕組み及びその執行体制の整備について定められていること。
 - (3) 事業計画、收支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

第3 事業の内容

- 1 本事業の内容は次に掲げるとおりとし、デオキシニバレノール及びニバレノール（以下「DON等」という。）汚染の予防及び低減並びに安心・安全な流通のため、生産から収穫まで、貯蔵、出荷等の各段階で実施すべき事項について検討及び実証を行う等、産地の状況に応じたDON等汚染の予防及び低減に対応した流通構造の体制を構築する。なお、本事業は各都道府県単位で取り組むこととし、1都道府県につき各年度1件までの申請とする。助成対象とする検討会の開催及び実証等に係る取組については別添1-1に定める。

(1) 検討会の開催

DON等汚染の予防及び低減に対応した流通構造の体制を構築するための検討会を開催するものとする。なお、検討会においては、事業全体の方針・内容の検討、地域ごとの気象条件・土壤条件等に適した品種や技術等の選定、進行管理、成果の取りまとめ、情報の発信等を行うものとする。

(2) 課題解決実証の実施

それぞれの産地の状況に合わせた対策を検討するため、「麦類のデオキシニバレノール、ニバレノール汚染の予防及び低減のための指針」の検証（各種実証、検証、技術習得、先進地視察、各種研修等）を行い、必要な取組を行うものとする。

(3) 生産者等向け研修会の開催

DON等汚染の予防及び低減に必要な対策、DON等発生の事例その他DON等に関する知見について、地域の生産者等を対象にした研修会の開催等により、DON等汚染対策に必要な知識の習得、技術の向上及び普及啓発に係る取組を行うものとする。

- 2 補助事業者は、補助事業により得られた成果について、事業完了後速やかに補助事業者のウェブサイト等で公表を行い、その周知等に努めるものとする。

第4 事業の着手

- 1 補助事業者は、原則として、交付決定後に事業に着手するものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、補助事業者は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、補助事業者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- 2 1のただし書により交付決定前に事業に着手する場合においては、補助事業者は、あらかじめ農産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第2号により、農産局長に提出するものとする。

第5 事業の成果目標等

- 1 補助事業者は、目標年度において、都道府県域で「麦類のデオキシンバレノール、ニバレノール汚染の予防及び低減のための指針」に基づく対策の効果を検証し、その結果に応じて産地の状況に合わせた指針の作成又は既存指針の見直し・改定等を行うものとする。
- 2 1の目標年度は、事業実施年度とし、本事業終了次第、速やかに、実施した取組に基づく指針を取りまとめ、別紙様式第3号により成果目標の達成状況を報告するとともに当該取組結果を農産局長へ報告するものとする。

第6 審査基準

本体要領第6の2に定める審査基準については、別添1-2のとおりとする。

別添1－1 費目（第3関係）

費目	細目	内容	注意点
調査・実証費	人件費	本事業に従事する補助事業者の正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の作業時間に対する給料その他手当	<ul style="list-style-type: none"> ・積算根拠となる資料を添付すること。 ・人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22 経第960号大臣官房経理課長通知。以下「人件費の適正化通知」という。）に定めるところにより取り扱うものとする。
	専門員費	本事業を実施するために直接必要な各種調査、技術提供等について専門家に支払う経費（調査員等手当、システムエンジニア費、プログラマー費）	<ul style="list-style-type: none"> ・単価の設定根拠となる資料を添付すること。
	賃金	本事業を実施するために新たに発生する業務（資料整理・収集、調査の補助等）を目的として、本事業を実施する補助事業者が新たに雇用した者に対して支払う実働に応じた単価（日給又は時間給）の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業により雇用し又は従事したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。 ・実働に応じた対価以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金、各種手当）は認めない。 ・賃金の算定に当たっては、人件費の適正化通知に定めるところにより取り扱うものとする。 ・単価については、補助事業者の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。
	旅費	本事業を実施するために直接必要な各種調査等を行うための旅費として支払う経費	

輸送費	本事業を実施するために直接必要な実証を行うための輸送に係る経費	・通常輸送からの掛かり増し経費に限る。
通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便及び運送に係る経費	・輸送費に該当するものを除く。 ・切手は物品受払簿で管理すること。
クラウドシステム等利用料	本事業を実施するために直接必要なクラウドシステム等の利用に係る経費	
借上費	本事業を実施するために直接必要な設備・機器、農業機械・施設、ほ場等の借り上げ経費	・調査・実証期間中のリース・レンタルに限る。
印刷費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
資材購入費	本事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献に係る経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
資機材費	実証を行うほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。）	
消耗品費	本事業を実施するために直接必要な次の物品に係る経費 ・実証に用いる小麦 ・短期間（本事業の実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額の物 ・CD-ROM等の少額（3万円未満）の記録媒体 ・試験等に用いる少額（3万円未満）の器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
備品費	本事業を実施するために直接必要な試験・調査備品に係る経費	・リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。 ・本事業の実施に限らず使用できる汎用性の高い機器（パソコン、タブレット、携帯電話、Wi-Fiルーター、プリンタ

		<p>一、デジタルカメラ等)を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書(該当する設備・備品を1社しか扱っていない場合を除き原則3社以上)やカタログ等を添付すること。 耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意をもつて当該備品を管理すること。 当該備品を別の者に使用させる場合には、使用・管理に関する契約を締結すること。 	
	光熱水費	本事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費	<ul style="list-style-type: none"> 基本料金を除く。
検討会費	謝金	本事業を実施するために直接必要な資料の整理、補助、専門的知識の提供、調査資料の収集等に当たり、協力を得た人に対する謝礼に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 補助事業者及びこれに従事する者に対する謝金は認めない。 調査員に対する謝金は、実施する調査の種類ごとに実施方法(目的、期間、範囲、対象、調査員数等)を記載した資料を添付すること。
	旅費	本事業を実施するために直接必要な会議の出席又は調査等を行うための旅費として、依頼した委員に支払う経費	
	通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便及び運送に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> 切手は物品受払簿で管理すること。 電話等の通信費については、基本料を除く。
	印刷費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	会場借料費	本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業者が会議室を所有している場合は、補助事業者の会議室を優先的に使用すること。

	消耗品費	<p>本事業を実施するために直接必要な次の物品に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期間（本事業の実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額の物 ・CD-ROM 等の少額（3万円未満）の記録媒体 ・試験等に用いる少額（3万円未満）の器具等 	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品は物品受払簿で管理すること。
委託費		<p>本事業に係る補助金の交付の目的である事業の一部分の他の者（補助事業者が民間企業の場合にあっては、自社を含む。）に委託するために必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の委託は、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り行えるものとする。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合には、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		<p>本事業を実施するために直接必要で、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない分析、調査、試験、運搬及び保管等に係る経費</p>	
雑費	手数料	<p>本事業を実施するために直接必要な賃金等の振込みに係る経費</p>	
	印紙代	<p>本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼り付ける収入印紙（印紙税）に係る経費</p>	

注1：事業実施中に新たな細目が必要となった場合については、農産局長と協議の上、決定するものとする。

2：上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず、補助事業者が具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルをした場合には、補助対象経費の対象外とする。

3：添付資料について、既に提出している資料から変更がないときは、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別添1－2 審査基準（第5関係）

本体要領第6の2の審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・効率性及び加算を除く審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性 【目的・目標の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的に適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業の目的に応じた課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性 【事業実施計画の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性 【事業実施体制の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験及び実績を相当程度有しているか。 ・事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有しているか 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
公益性 【国の支援の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな生産・流通モデルづくりに画期的な役割を果たし、安定供給体制の構築に向けて発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
生産性 【生産性・品質の向上への寄与】	<ul style="list-style-type: none"> ・受益地における小麦の安全性確保に資するものであるか。 ・課題の解決に向けて産地の関係者が連携する計画となっているか。 ・申請内容において現状と課題が明確になっているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
加算	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業者の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。 	該当する。 該当しない。	1 0

別紙2 大豆極多収品種の種子確保に向けたモデルづくり

第1 事業の目的

大豆極多収品種（別添2-1に定める品種とする）の種子を十分に確保するため、種子の安定供給体制の構築に向けた新たな種子生産モデルづくり等の取組を支援することを目的とする。

第2 補助事業者

大豆極多収品種の種子生産を行う農業者の組織する団体や民間団体、コンソーシアム等。ただし、補助事業者がコンソーシアムである場合は、以下（1）から（3）の要件を全て満たしていること。

- 1 本事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、①代表者及び意思決定の方法、②事務・会計の処理方法及びその責任者、③財産管理の方法、④内部監査の方法等を明確にした運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。
- 2 コンソーシアム規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- 3 必要に応じて議決権を持たないオブザーバーを置き、オブザーバーが会議に出席して意見を述べることができる体制が整備されていること。

第3 事業の内容

交付等要綱別表1の2に掲げる事業メニュー（以下「事業メニュー」という。）の内容は次のとおりとする。

補助事業者は、大豆極多収品種の種子生産に係る課題に対応するため、種子の増産に各段階で実施すべき事項について検討及び実証を行う等、安定的な種子の供給体制の構築に必要な事業メニューを選択して取り組むことができるものとする。

なお、次に定める取組のうち、2の（2）を除く取組については、助成対象は別添2-2に定める。

また、作付けに向けた準備作業等に時間を要することから、令和8年1月7日以降の取組を支援対象とすることができるものとする。ただし、この場合にあっては、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で事業を行うものとする。

1 種子供給体制構築検討会の開催

極多収品種の種子の安定的な供給体制を構築するための検討会を開催するものとする。

なお、検討会においては、事業全体の方針・内容の検討、種子生産圃場の選定、生産する種子量の検討、種子の規格、進行管理、成果の取りまとめ、情報の発信等を行うものとする。

2 大豆極多収品種の種子供給体制構築実証の実施

- (1) 各極多収品種の状況に合わせた対策を検討するため、種子生産技術の有効性の検証（各種実証、検証、技術習得、先進地視察、各種研修等）を行い、必要な取組を実施するものとする。
- (2) 種子生産にあたり、新たに実施する大豆極多収品種の種子生産に要する掛かり増し経費に対して助成するものとする。助成単価は20,000円/10aとする。助成対象となる面積は、事業により新たに種子生産を行う年産の取組面積から前年産の取組面積を除いた面積と

し、10a に満たない端数が生じた場合には当該端数を切り捨てた面積とする。補助事業者への助成金の支払いについては、必ず取組実施後に支払うこととする。

3 極多収品種の種子生産者等向け研修会の開催

極多収品種の種子生産に必要な対策、調製等の事例その他種子生産等に関する知見について、種子生産者等を対象にした研修会の開催等により、極多収品種の種子生産に必要な知識の習得、技術の向上及び普及啓発に係る取組を行うものとする。

第4 事業の成果目標等

1 補助事業者は、以下の（1）から（3）より目標年度において達成すべき成果目標を選択することとする。なお、現況値は事業実施の前年度とする。

（1）大豆極多収品種の種子生産面積または数量が現況値から1割以上増加。または、現況値がない場合は、極多収種子を100kg以上生産すること。

（2）大豆極多収品種の種子生産者が1名以上の増加。

（3）大豆極多収品種の種子供給をおこなう産地において、供給する品種が新たに産地品種銘柄登録に申請又は登録されること。

2 1の目標年度は、事業実施年度とし、本事業終了次第、速やかに、実施した取組に基づく結果を取りまとめ、別紙様式第3号により成果目標の達成状況を報告するとともに当該取組結果を農産局長へ報告するものとする。

第5 審査基準

本体要領第6の2に定める審査基準については、別添2-3のとおりとする。

別添2－1 大豆極多収品種について（第1関係）

1 次の品種を大豆極多収品種に定める。

- ・そらみずき（令和5年8月10日品種出願公表）
- ・そらみのり（令和5年8月10日品種出願公表）
- ・そらひびき（令和6年4月22日品種出願公表）
- ・そらたかく（令和6年5月20日品種出願公表）

2 1で定める品種以外に、次のいずれにも該当する品種については、本要領の大豆極多収品種とすることができる。

（1）種苗法（平成10年法律第83号）第3条第1項の品種登録を受けている又は同法第13条第1項の規定による品種出願公表がされていること。

（2）都道府県等の公的機関が実施した試験において、コンバイン収穫による収量が同一条件で栽培した既存品種と比較して概ね40%以上多い結果が確認されていること。

なお、既存品種は、次のいずれかの品種又は実証試験地を管轄する都道府県において最も作付けの多い品種とする。

既存品種：フクユタカ、ユキホマレ、ユキシズカ、とよみづき、里のほほえみ、リュウホウ、ミヤギシロメ、おおすず、タンレイ

別添2－2 費目（第3関係）

費目	細目	内容	注意点
調査・実証費	人件費	本事業に従事する補助事業者の正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の作業時間に対する給料その他手当	<ul style="list-style-type: none"> ・積算根拠となる資料を添付すること。 ・人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22 経第960号大臣官房経理課長通知。以下「人件費の適正化通知」という。）に定めるところにより取り扱うものとする。
	専門員費	本事業を実施するために直接必要な各種調査、技術提供等について専門家に支払う経費（調査員等手当、システムエンジニア費、プログラマー費）	<ul style="list-style-type: none"> ・単価の設定根拠となる資料を添付すること。
	賃金	本事業を実施するために新たに発生する業務（資料整理・収集、調査の補助等）を目的として、本事業を実施する補助事業者が新たに雇用した者に対して支払う実働に応じた単価（日給又は時間給）の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業により雇用し又は従事したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。 ・実働に応じた対価以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金、各種手当）は認めない。 ・賃金の算定に当たっては、人件費の適正化通知に定めるところにより取り扱うものとする。 ・単価については、補助事業者の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。
	旅費	本事業を実施するために直接必要な各種調査等を行うための旅費として支払う経費	

輸送費	本事業を実施するために直接必要な実証を行うための輸送に係る経費	・通常輸送からの掛かり増し経費に限る。
通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便及び運送に係る経費	・輸送費に該当するものを除く。 ・切手は物品受払簿で管理すること。
クラウドシステム等利用料	本事業を実施するために直接必要なクラウドシステム等の利用に係る経費	
借上費	本事業を実施するために直接必要な設備・機器、農業機械・施設、ほ場等の借り上げ経費	・調査・実証期間中のリース・レンタルに限る。
印刷費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
資材購入費	本事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献に係る経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
資機材費	実証を行うほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。）	
消耗品費	本事業を実施するために直接必要な次の物品に係る経費 ・実証に用いる大豆 ・短期間（本事業の実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額の物 ・CD-ROM等の少額（3万円未満）の記録媒体 ・試験等に用いる少額（3万円未満）の器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
備品費	本事業を実施するために直接必要な試験・調査備品に係る経費	・リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。 ・本事業の実施に限らず使用できる汎用性の高い機器（パソコン、タブレット、携帯電話、Wi-Fiルーター、プリンタ

		<p>一、デジタルカメラ等)を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書(該当する設備・備品を1社しか扱っていない場合を除き原則3社以上)やカタログ等を添付すること。 耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意をもつて当該備品を管理すること。 当該備品を別の者に使用させる場合には、使用・管理に関する契約を締結すること。 	
	光熱水費	本事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費	<ul style="list-style-type: none"> 基本料金を除く。
検討会費	謝金	本事業を実施するために直接必要な資料の整理、補助、専門的知識の提供、調査資料の収集等に当たり、協力を得た人に対する謝礼に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 補助事業者及びこれに従事する者に対する謝金は認めない。 調査員に対する謝金は、実施する調査の種類ごとに実施方法(目的、期間、範囲、対象、調査員数等)を記載した資料を添付すること。
	旅費	本事業を実施するために直接必要な会議の出席又は調査等を行うための旅費として、依頼した委員に支払う経費	
	通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便及び運送に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> 切手は物品受払簿で管理すること。 電話等の通信費については、基本料を除く。
	印刷費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	会場借料費	本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業者が会議室を所有している場合は、補助事業者の会議室を優先的に使用すること。

	消耗品費	<p>本事業を実施するために直接必要な次の物品に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期間（本事業の実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額の物 ・CD-ROM 等の少額（3万円未満）の記録媒体 ・試験等に用いる少額（3万円未満）の器具等 	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品は物品受払簿で管理すること。
委託費		<p>本事業に係る補助金の交付の目的である事業の一部分の他の者（補助事業者が民間企業の場合にあっては、自社を含む。）に委託するために必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の委託は、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り行えるものとする。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合には、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		<p>本事業を実施するために直接必要で、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない分析、調査、試験、運搬及び保管等に係る経費</p>	
雑費	手数料	<p>本事業を実施するために直接必要な賃金等の振込みに係る経費</p>	
	印紙代	<p>本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼り付ける収入印紙（印紙税）に係る経費</p>	

注1：事業実施中に新たな細目が必要となった場合については、農産局長と協議の上、決定するものとする。

2：上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず、補助事業者が具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルをした場合には、補助対象経費の対象外とする。

3：添付資料について、既に提出している資料から変更がないときは、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別添2－3 審査基準（第5関係）

本体要領第6の2の審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・効率性及び加算を除く審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性 【目的・目標の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的に適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業の目的に応じた課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性 【事業実施計画の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性 【事業実施体制の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験及び実績を相当程度有しているか。 ・事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有しているか 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
公益性 【国の支援の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・種子供給体制の構築に画期的な役割を果たし、安定供給体制の構築に向けて発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
生産性 【生産性・品質の向上への寄与】	<ul style="list-style-type: none"> ・受益地における大豆種子の確保に資するものであるか。 ・課題の解決に向けて産地の関係者が連携する計画となっているか。 ・申請内容において現状と課題が明確になっているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0

別紙3 広域的な生産性向上・流通改善・実需拡大に向けたモデルづくり

第1 事業の目的

国産麦・大豆の需要拡大に向け、広域的に農業者・産地、流通業者及び実需者等が連携し、それぞれの能力を発揮して生産・流通・加工の各段階における課題解決に取り組み、更なる国産シェアの拡大を促進していくことを目的とする。

第2 補助事業者

生産機能、流通機能、需要創出機能のうち2つ以上の機能を具備した農業者の組織する団体、民間団体又はコンソーシアム（2つ以上の機能を持つ場合は1者でも可）。

ただし、補助事業者がコンソーシアムである場合は、以下（1）から（3）の要件を全て満たしていること。

- 1 本事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、①代表者及び意思決定の方法、②事務・会計の処理方法及びその責任者、③財産管理の方法、④内部監査の方法等を明確にした運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。
- 2 コンソーシアム規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- 3 必要に応じて議決権を持たないオブザーバーを置き、オブザーバーが会議に出席して意見を述べることができる体制が整備されていること。

第3 事業の内容

本事業の内容は以下のとおりとし、補助事業者は以下の事業メニューの中から必要な取組を選択し、実施するものとする。

なお、次の取組のうち、1の（1）における助成対象とする取組については別添3-1に、1の（1）及び2の（2）を除く取組における助成対象とする取組については別添3-2に定めるとおりとする。

また、作付けに向けた準備作業等に時間を要することから、令和8年1月7日以降の取組を支援対象とができるものとする。ただし、この場合にあっては、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で事業を行うものとする。

1 新品種導入や栽培管理体系等の転換による生産性向上の取組

- (1) 各地域における麦・大豆生産に係る課題解決や国産需要の拡大に対応するため実施する新たな営農技術等の導入に対して助成するものとする。

ただし、助成対象となる面積は、事業により新たに営農技術等の導入を行う年産の取組面積から前年産の取組面積を除いた面積とし、10aに満たない端数が生じた場合には当該端数を切り捨てた面積とする。補助事業者への助成金の支払いについては必ず取組実施後に支払うこととする。

- (2) (1)により実施した取組を踏まえ、実需者と連携して取り組む新品種の導入等及び当該新品種等を導入した農産物の利用促進のために、都道府県（普及機関及び試験研究機関を含む。）、市町村、農業関係団体、農業者、実需者等により構成される検討会を開催する。

2 新たな流通体系の構築

- (1) 新たな流通体系の構築

物流の安定的な確保及び流通経費の抑制を図ること等により需要に応じた品質の国産麦・大豆を安定的かつ経済的に供給するため、フレコンやバラ流通等による効率的な流通や安定供給のための取組について検討・評価するとともに、その流通過程における適正な利用形態について検証するなど、新たな流通体系を構築する。

(2) 新たな流通体系の構築に必要な施設の導入

新たな流通体系の実証に必要な施設の導入又はリース導入（以下「導入等」という。）を行う。

ア 本事業の取組に必要な施設（以下「施設」という。）であり、次の基準を満たす施設の導入等に要する経費を補助するものとする。

なお、国等の他の助成事業で支援を受けている又は受ける予定となっている取組及び取組の実施や経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組については、補助対象としないものとする。

また、本事業で補助対象とする施設については、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準は適用しないものとする。

(ア) 導入等する施設ごとに50万円以上とする。

(イ) 導入等する施設については、原則、新品であること。ただし、農産局長が必要と認める場合は、取組主体が適正と認める価格で取得された機械等であって、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位として、1年未満は切り捨てる。）が2年以上の農業機械をいう。）も対象とができるものとする。

イ 補助率

補助率は、施設の導入費用の1/2以内とする。リース導入の場合は、物件相当額の1/2以内とする。

3 需要拡大に向けた取組

次の（1）から（4）掲げる経費について、その要する経費を助成するものとする。

なお、新品種を活用した既存商品の改良に係る取組も対象とする。

(1) 新商品の開発等のための検討会の開催、市場動向調査の実施

(2) 新商品の開発等のための試作用原料の調達

(3) 新商品の開発等に必要な試作品の製造

(4) 開発した新商品の成分分析

第4 事業の成果目標等

1 補助事業者は、目標年度において本事業の取組結果を取りまとめたマニュアル等を作成し、HP等にて公表することとする。

2 1の目標年度は、事業実施年度とし、本事業終了次第、速やかに、実施した取組に基づく結果を取りまとめ、別紙様式第3号により成果目標の達成状況を報告するとともに当該取組結果を農産局長へ報告するものとする。

第5 審査基準

本体要領第6の2に定める審査基準については、別添3-3のとおりとする。

別添3－1 助成対象（第3関係）

助成対象とする取組	取組内容	要件	助成単価
1 麦種に応じた最適な施肥の実施	麦の品質や生産性を向上させるため、麦種に応じ、施肥配分や施肥方法の見直しに取り組む。	・実需者の求める高品質な小麦生産に取り組む場合にあっては、小麦の品質分析を行い、結果を翌年度の栽培に反映させることを必須とすること。	3,000円/10a (実需者の求める高品質な小麦生産に取り組む場合は、6,000円/10a)
2 需要に応じた品種導入	需要のある品種又は収量性若しくは加工適性に優れる品種（大豆極多収品種を除く。）の導入・転換に取り組む。	・播種前に実需者等との間で売買契約を締結すること。	7,500円/10a
3 大豆極多収品種の導入	大豆極多収品種（別添3－4に定める品種とする）の導入・転換に取り組む。	・播種前に実需者等との間で売買契約等を締結すること。	一般栽培に取り組む場合は、10,000円/10a 種子生産に取り組む場合は、20,000円/10a

注1：いずれかの取組を1つ選択できるものとする。

2：本事業に定める大豆極多収品種については、別添3－4のとおりとする。

別添3－2 費目（第3関係）

費目	細目	内容	注意点
調査・実証費	人件費	本事業に従事する補助事業者の正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の作業時間に対する給料 その他手当	・積算根拠となる資料を添付すること。 ・人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知。以下「人件費の適正化通知」という。）に定めるところにより取り扱うものとする。
	専門員費	本事業を実施するために直接必要な各種調査、技術提供等について専門家に支払う経費（調査員等手当、システムエンジニア費、プログラマー費）	・単価の設定根拠となる資料を添付すること。

賃金	本事業を実施するために新たに発生する業務（資料整理・収集、調査の補助等）を目的として、本事業を実施する補助事業者が新たに雇用した者に対して支払う実働に応じた単価（日給又は時間給）の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業により雇用し又は従事したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。 ・実働に応じた対価以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金、各種手当）は認めない。 ・賃金の算定に当たっては、人件費の適正化通知に定めるところにより取り扱うものとする。 ・単価については、補助事業者の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。
旅費	本事業を実施するために直接必要な各種調査等を行うための旅費として支払う経費	
輸送費	本事業を実施するために直接必要な実証を行うための輸送に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・通常輸送からの掛かり増し経費に限る。
保管費	本事業を実施するために直接必要な原材料の保管に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・通常保管からの掛かり増し経費に限る。
通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便及び運送に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送費に該当するものを除く。 ・切手は物品受払簿で管理すること。
クラウドシステム等利用料	本事業を実施するために直接必要なクラウドシステム等の利用に係る経費	

借上費	本事業を実施するために直接必要な設備・機器、農業機械・施設、ほ場等の借り上げ経費	・調査・実証期間中のリース・レンタルに限る。
印刷費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
資材購入費	本事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献に係る経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
資機材費	実証を行うほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。）	
消耗品費	本事業を実施するために直接必要な次の物品に係る経費 ・短期間（本事業の実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額の物 ・CD-ROM等の少額（3万円未満）の記録媒体 ・試験等に用いる少額（3万円未満）の器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
備品費	本事業を実施するために直接必要な試験・調査備品に係る経費	・リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。 ・本事業の実施に限らず使用できる汎用性の高い機器（パソコン、タブレット、携帯電話、Wi-Fi ルーター、プリンター、デジタルカメラ等）を除く。 ・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（該当する設備・備品を 1 社しか扱っていない場合を除き原則 3 社以上）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意をもつて当該備品を管理すること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合には、使用・管理に関する契約を締結すること。

	光熱水費	本事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費	・基本料金を除く。
	原材料費	本事業を実施するために必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料に係る経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。 ・当該費目は別紙3第3の3の取組に限る。
検討会費	謝金	本事業を実施するために直接必要な資料の整理、補助、専門的知識の提供、調査資料の収集等に当たり、協力を得た人に対する謝礼に係る経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・補助事業者及びこれに従事する者に対する謝金は認めない。 ・調査員に対する謝金は、実施する調査の種類ごとに実施方法（目的、期間、範囲、対象、調査員数等）を記載した資料を添付すること。
	旅費	本事業を実施するために直接必要な会議の出席又は調査等を行うための旅費として、依頼した委員に支払う経費	
	通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便及び運送に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	印刷費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	会場借料費	本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・補助事業者が会議室を所有している場合は、補助事業者の会議室を優先的に使用すること。
	消耗品費	本事業を実施するために直接必要な次の物品に係る経費 ・短期間（本事業の実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額の物 ・CD-ROM等の少額（3万円未満）の記録媒体 ・試験等に用いる少額（3万円未満）の器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。

委託費		本事業に係る補助金の交付の目的である事業の一部分の他の者（補助事業者が民間企業の場合にあっては、自社を含む。）に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> 事業の委託は、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り行えるものとする。 民間企業内部で社内発注を行う場合には、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		本事業を実施するために直接必要で、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない分析、調査、試験、運搬及び保管等に係る経費	
雑費	手数料	本事業を実施するために直接必要な賃金等の振込みに係る経費	
	印紙代	本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼り付ける収入印紙（印紙税）に係る経費	

注1：事業実施中に新たな細目が必要となった場合については、農産局長と協議の上、決定するものとする。

2：上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず、補助事業者が具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルをした場合には、補助対象経費の対象外とする。

3：添付資料について、既に提出している資料から変更がないときは、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別添3－3 審査基準（第5関係）

本体要領第6の2の審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・効率性及び加算を除く審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性 【目的・目標の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的に適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業の目的に応じた課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性 【事業実施計画の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性 【事業実施体制の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験及び実績を相当程度有しているか。 ・事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有しているか 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
公益性 【国の支援の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容は、広域的な取組であり、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・生産・流通・加工のうち複数の体制の構築に画期的な役割を果たし、安定供給体制の構築に向けて発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。 ・事業による効果が全国的に波及する取組か 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
生産性 【生産性・品質の向上への寄与】	<ul style="list-style-type: none"> ・課題の解決に向けて産地の関係者が連携する計画となっているか。 ・申請内容において現状と課題が明確になっているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
加算	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業者の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。 	該当する。 該当しない。	1 0

別添3－4 大豆極多収品種について（別添3－1関係）

1 次の品種を大豆極多収品種に定める。

- ・そらみずき（令和5年8月10日品種出願公表）
- ・そらみのり（令和5年8月10日品種出願公表）
- ・そらひびき（令和6年4月22日品種出願公表）
- ・そらたかく（令和6年5月20日品種出願公表）

2 1で定める品種以外に、次のいずれにも該当する品種については、本要領の大豆極多収品種とすることができる。

（1）種苗法（平成10年法律第83号）第3条第1項の品種登録を受けている又は同法第13条第1項の規定による品種出願公表がされていること。

（2）都道府県等の公的機関が実施した試験において、コンバイン収穫による収量が同一条件で栽培した既存品種と比較して概ね40%以上多い結果が確認されていること。

なお、既存品種は、次のいずれかの品種又は実証試験地を管轄する都道府県において最も作付けの多い品種とする。

既存品種：フクユタカ、ユキホマレ、ユキシズカ、とよみづき、里のほほえみ、リュウホウ、ミヤギシロメ、おおすず、タンレイ